

平成23年（行ウ）第34号 政務調査費返還請求事件

原告 千葉県市民オンブズマン連絡会議

被告 千葉県知事 鈴木 栄 治

準備書面（第1）

2012年1月27日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告代表者代表幹事 廣 瀬 理 夫

第1 被告からの釈明要求に答えて

1 被告第1準備書面、第1、7、（3）における求釈明について

（1）原告が違法と主張している金額は、「事務費」「車両借上代」としては、
金1,420,090円である。

尚、川名議員については、この車両借り上げ代以外に、訴状請求原因第
2部第4に記載した金24,160円の支出も違法であるとして返還を求め
ている。

（2）また、政務調査費を「車両をリースする費用」や「ガソリン代及びETC使
用料」に支出することについては、一般論として疑問があるが、本訴訟におい
てはこれらの費用への支出そのものが違法であると主張しているわけではない。

（3）しかし、本件において、川名議員は、政務調査費としての支出が許されてい
る「調査研究活動」に使用したことを裏付ける説明及び証拠書類を提出してい

ないため、川名議員が「車両借上げ代」として支出した金額の中に、政務調査費として支出が許される支出が存するの否か、不明であるので、「60%が政務調査費としての支出である」として支出を認めることが出来ない。

- (4) 後に整理して主張する予定であるが、千葉県において政務調査費の支出については、条例及び議長が定めた規程があるところ、それらの規定上「車両の借上げ」について言及しているのは、「使途基準」の中で、「調査研究費」の中の「現地調査を行う場合における準備のための会議に要する経費、旅費、自動車等の借上げに要する経費、…」との規定のみである。

そして、この規定は「現地調査を行う場合」についての項目であり、謂わば臨時的、一時的な「借上げ」に関する規定であり、日常的、継続的、長期間に亘る「借上げ」は想定していない。これは、自家用車を用いて日常的に調査研究活動を行うことを予想していないか、自家用車を使用する議員と、「借上げ」によって調査研究活動を行う議員との間の公平を保つための考慮であると思われる。よって、本件のような「長期、高額な借上げ代」に政務調査費を充当するとすることは基本的には許されない。

2 同書面、第1、8、(3)における求釈明について

- (1) 基本的には、上記川名議員に対する釈明と同じであり、「調査研究活動」としての支出であるか否か不明確であるので、この支出は認められない。
- (2) 更に、木名瀬議員については、前述したように、そもそもこのような高級車を長期間（本件については議員の任期以上）借り上げることが、「調査研究活動」に必要だとは到底考えられないし、全く合理性がない。

第2 被告主張（第1準備書面）に対する認否、反論は、被告からの補充主張が提出されてから、まとめて行う予定である。